

平成20年度第15回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成20年10月16日(木) 午前10時00分～午後0時05分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚

委員 高橋敬一

委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師

任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦

課長補佐 荒田すみ子 課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 人事委員会規則及び通知の一部改正について

議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除について

協議等事項

- (1) 平成20年(措)第1号に係る判定について
- (2) 県民から寄せられた意見(県民の声)について
- (3) 「県職員」「警察官」の仕事説明会の実施について

5 会議の公開・非公開

協議等事項を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県境港水産事務所設置条例の一部改正により、現在は本庁の水産課に所属している取締船はやぶさが境港水産事務所に移管されることに伴い、人事委員会規則及び通知を一部改正しようとするもの。

① 規則及び通知の名称

<規則>

- ・管理職員等の範囲を定める規則
- ・職員の職務の級の分類に関する規則

<通知：改正>

- ・職の区分表について

② 概要

ア 管理職員等の範囲を定める規則

(施行日：公布日)

県の行政組織の見直しに伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行う。

イ 職員の職務の級の分類に関する規則

ウ 職の区分表について

(施行日：公布日)

県の行政組織の見直しに伴い、職務の級の分類等について所要の改正を行う。

【質 疑】

委 員

県の水産関係の業務は全て境港で行うということか。

事務局

水産課は本庁のままで変わらない。取締船の業務を境港水産事務所に移管するというもの。これまで賀露に停泊していた取締船はやぶさは境港に停泊することになる。

(2) 議案第2号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職務に専念する義務の特例に関する規則では、人事委員会が認める場合にはその都度必要と認める期間について、職員の職務に専念する義務を免除できることとしている。今回、知事部局から申請があり、スポーツの国際大会に日本代表として出場する職員について職務専念義務の免除を認めることとしたい。

① 承認しようとする内容

職員が第11回アジアフィンスイミング選手権に日本代表として出場する場合

② 承認期間

参加日程のうち勤務を要する日（10月28日～31日、11月4日）

③ 根拠法令

職務に専念する義務の特例に関する規則

(義務免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

④ 承認理由

類似の事例について過去の承認は次の基準によっている。

ア 国際大会に参加する場合

イ 国際大会の参加がほぼ確実な職員がその予選大会に参加する場合（事前合宿への参加を含む）

申請に係る職員については、アに該当する。「職務に専念する義務の特例に関する規則」に定める規定の趣旨及び過去に当委員会が承認した事例等を勘案すれば承認することが適当である。

- ⑤ 承認日
議決日

【質 疑】

委 員

フィンスイミングとはどのような競技か。

事務局

足にひれをつけて泳ぐ競技のようである。今回申請のあった職員は、日本では第一級のようである。

事務局

任命権者が必要と認めているものであり、県の費用負担等が発生するものでもないので、承認してよいのではないかと考える。

(3) 協議等事項

- ① 平成20年（措）第1号に係る判定について、事務局が説明し、協議した。
- ② 県民から寄せられた意見（県民の声）について、事務局が説明した。

【説 明】

【意見者】

住所、氏名は不明、女性（10月9日受付）

【意 見】

①県職員の給与

今回の人事院勧告で、若い職員の給与はまた低くなった。私の甥は早くから親を亡くし、奨学金を借りて大学を自力で出た。月々4万円は返すことになる。一人暮らしなので、すべてをそらえた。通勤には、必ず車があるので買った。勤務先も公用車がないので、自分の車を使っていて、駐車場代やガソリン代に相当かかっており、手元にお金が残らず、貯金もできない。このままでは、結婚も家も望めないと言っている。同じ公務員なのに医者は10万上げて、他の職員は下げるのですか。民間給与に準じてと言っているが、比較するのはやめてほしい。他県の企業給与とあまりに隔たりがある。職員の私的な事情も勘案していただきたい。若い職員の給与を上げて、志気を上げるような対策を講じてほしい。

②労働時間

現在の勤務先は、福祉施設だが夜勤があり不規則。いつ呼び出しがあるかわからない。退所時のチェックをしたあとも勤務しており、時間外も申請できない雰囲気だそうだ。

【対応結果】

県職員の給与は、地方公務員法第24条に「職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団

体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と定められています。

本年は、県内民間事業所従業員と県職員の均衡を出来る限り図ることが社会一般の情勢に適応させるといふ地方公務員法の定めと合致すると判断し、苦渋の決断の上、給与を引き下げることとしました。

一般職員と異なる医師の処遇改善については、人材確保が喫緊の課題であることから、特別に措置することとしました。

新規採用者を含めた若年層職員については、本年4月に給与を特別に改善し、本年の改定に当たっても給与の引き下げ率を中高年齢層よりも緩和したところであり、今後の昇給の在り方、給与水準について引き続き見直すこととしています。

なお、職員個々人の給与決定は、給与条例等に基づいて決定されるものであり、奨学金の返済があるというような個々の事情を考慮して決定することはできません。

【意見者】

住所 倉吉市 (10月10日受付)

【意見】

自治体職員の給与は人事院の存在があつての現状なのでしょうが、鳥取県や市町村の給与は県内の企業との比較で決定されているのでしょうか、とてもそうは思えません。何故でしょうか。一方、自治体職員のサービス残業の多さを市民は知りません。各首長も実態をご承知のようですが放任のようです。民間の経営者であれば賃金未払いで大バッシング必定です。問題は役所の仕事が多すぎるのです。昔のイメージで役所の組織図をみると大変なギャップを感じます。「アリ」と「キリギリス」の話、冬になって「キリギリス」は「アリ」から食物を分けてもらったのでしょうか。私はその物語りの結末を知りませんが、今の社会保障の生活保護の大半はキリギリス保護に近いものと考えます。何かと考えさせられることが多い、この頃です。

【回答】

県職員の給与については、地方公務員法第24条に「職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」と規定されております。

本県においても毎年国（人事院）等と共同して県内で実施する民間給与実態調査結果を考慮しながら、国や他の都道府県の職員の状況などを勘案して県職員の給与について勧告を行っております。

民間給与実態調査の結果、今年は11,564円（3.24%）県職員の方が高いということが判明しました。

色々検討した結果、地域民間事業所従業員の給与水準を反映させ、民間事業所従業員と県職員の均衡を出来る限り図ることが適当と判断して、10月6日に、給料等を引き下げることの内容とする報告・勧告を行ったところであります。

鳥取県人事委員会事務局長 浅井 渉
(電話) 0857-26-7554 担当：岡田

【質疑】

委員

1つ目の意見の中で、自分の車を公用に使っていて駐車場代やガソリン代が相当かかっているという部分があるが、ここは問題なのではないか。

委員

その部分について回答で触れる必要がある。

事務局

その部分は任命権者（知事部局）で対応すべき部分である。

委員

サービス残業について放っておくと、何年後かには必ず表に出る。サービス残業については、人事委員会として完全に範囲外というものでもなく、実態を調査してもよいくらいだと思う。

事務局

その辺りに触れるように回答を修正したい。

委員

時間外勤務については今回の報告でも述べているので、そういったことを言えばよいのではないか。

委員

自家用車の公用使用の制度についても触れておいた方がよい。

委員

2つ目の意見はどちらの方向の意見なのか。自治体職員の給与が高いのか、低いのか。全体をみれば、もっと上げろと言っているように思える。

委員

意見者の名前など、個人情報が入っているが、おかしいのではないか。

委員

情報があるのであれば回答部署には教えてもらった方がよい。

事務局

県民室に意見を出すようにする。

委員

意見者がOBなのであれば、その当時の状況と違うということもある。

委員

意見者が一般の方なのかOBの方なのかで対応も変わってくる。今の回答としては一般論になってしまうのはやむを得ないが、人事委員会としては県民の方の捉え方というのは重要で、一般の方かOBの方かという情報も大事なので、フィルターをかけずに情報を出してほしい。感情的な意見もあるが、給料が下がるのだから、こういった反応はある意味当然である。意見の中に「仕事が多すぎる」とあるが、本気で仕事を減らすことを考えなければならない。

事務局

役所の仕事はスリムにして、民間にできることは民間にやってもらった方がよい。

委員

現業職員を採用しないということと同じ。時間はかかるがやっていかなければならない。

③ 「県職員」「警察官」の仕事説明会の実施について、事務局が説明した。

【説明】

ア 県職員（警察職員以外）の説明会

(ア) 日時 12月25日(木) 13:15～16:00

(イ) 会場 県庁本庁舎1階「講堂」及び各職場

(ウ) 対象職種と定員

事務	40名
社会福祉（福祉・心理）、保健師、保育士、総合化学、薬剤師、建築、獣医師、農業、林業、土木	各職種 5名

(オ) 内容

a オリエンテーション、人事担当者の話、若手職員の話（13:15～14:15）
b 職場見学（14:30～16:00）
c 個別相談（16:00～17:00） ※希望者のみ

イ 警察職員（警察官、警察事務）の説明会

(ア) 日時 12月25日(木) 13:15～16:00

(イ) 会場 警察本部庁舎「会議室」

(ウ) 対象職種と定員

警察官、警察事務	40名
----------	-----

(オ) 内容

a オリエンテーション、人事担当者の話、若手警察官・職員の話（13:15～15:15）
b 職場見学（15:15～16:00）
c 個別相談（16:00～17:00） ※希望者のみ

ウ 申込み

(ア) 申込期間 11月4日(火)～12月10日(水)

(イ) 対象者 県職員・警察官の採用試験の受験を予定されている方
今後の受験を考えておられる方

(ウ) 申込方法 電話又はEメール

【質疑】

委員

これまでの実績から定員を決めたということだが、定員よりも多く申込みがくることはないか。

事務局

おそらく大丈夫と思われる。

委員

定員以上の申込みがきて困るくらいになるとよい。

委員

広報はどのように行うのか。

事務局

10月下旬に資料提供し、チラシを大学や関係機関に配布する。また、ホームページに掲載し、メールマガジンでも紹介する。

6 次回の人事委員会の開催

平成20年11月10日（月）午前10時00分から開催することとした。